法　律

防衛省設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十三号

防衛省設置法の一部を改正する法律

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万五百人」を「十五万二百四十五人」に、「四万五千二百九十三人」を「四万五千四百十四人」に、「四万六千九百九十四人」を「四万六千九百七十六人」に、「千五百八十八人」を「千七百三十二人」に、「三百八十六人」を「三百九十四人」に改める。

第三十一条第二項第一号中「第三十一号」を「第三十二号」に改め、同条第三項中「及び」を「、第三十二号及び」に改める。

附　則

この法律は、令和六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

防衛大臣　浜田　靖一

内閣総理大臣　岸田　文雄

政　令

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年四月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百七十二号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第百七十六条に次の一号を加える。

八　防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関すること。

第二百三条に次の一号を加える。

六　防衛装備庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち装備品等及び役務の品質管理に係るものに関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　浜田　靖一

内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第四十五号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年四月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）	（不動産信託受益権の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）
第八十五条　その締結しようとする金融商品取引契約が不動産信託受益権の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。ただし、当該不動産信託受益権に係る信託財産が宅地である場合にあっては、第一号から第九号の二まで及び第十三号に掲げるものに限る。	**第八十五条**　［同上］
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第四十五条第一項により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨	七　当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物が宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二十条第一項により指定された造成宅地防災区域内にあるときは、その旨
［八～十三　略］	［八～十三　同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。